

商号変更による解散の登記と設立の登記の申請は、同時に行う必要があります。
(商号変更による設立 移行による設立時に取締役会を設置する場合)

代表取締役が申請書又は委任状に印鑑を押印する場合は、登記所に提出した印鑑を押印しなければなりません。印鑑の提出は、印鑑届書により行います。

なお、印鑑届書は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)に掲載していますので、御利用ください。

特例有限会社の商号変更による株式会社設立登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000

分かる場合に記載してください。

フリガナ ○○ショウジ

1. 商 号 ○○商事株式会社

1. 本 店 ○県○市○町○丁目○番○号

商号のフリガナは、会社の種類を表す部分（株式会社）を除いて、片仮名で、左に詰めて記載してください。間に空白がある場合には、空白を削除した文字をフリガナとして登録します。

このフリガナは、国税庁法人番号公表サイトを通じて公表されます。

なお、登記事項証明書には、フリガナは表示されません。

(支店があり、本支店一括申請をする場合)

(注) 支店がある場合で本支店一括申請しない場合は、別途、支店所在地の管轄登記所に対する登記申請が必要です。

1. 支 店 管轄登記所 ○○法務局
支店の所在地 ○県○市○町○丁目○番○号

支店が多数あるときは、「別紙のとおり」と記載し、支店の所在地を記載した用紙を申請書に押した印鑑と同一の印鑑で契印し、合わせてとじることでも構いません。

1. 登記の事由 令和○年○月○日商号変更による設立
※決議日を記載します。

1. 登記すべき事項 別紙のとおり

登記すべき事項は、オンライン申請やQRコード（二次元バーコード）付き書面申請により、データ送信ができ、これにより、登記手続を円滑に行うことができます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)

「QRコード（二次元バーコード）付き書面申請について」

(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html)

なお、登記すべき事項は、CD-R（又はDVD-R）に記録することもできます。この方法によった場合には、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-R等を申請書と共に提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

1. 課税標準金額 金300万円

資本金の額を記載します。

1. 登録免許税 金30,000円

資本金の額の1000分の1.5（商号変更前の特例有限会社の資本金の額を超過する部分については、1000分の7）の額です。ただし、この額が3万円に満たない場合は、3万円になります。収入印紙又は領収証書で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付）。

（支店があり、本支店一括申請をする場合）

1. 登録免許税 金39,000円

登録免許税の本店及び支店分の合計を記載します（内訳についても次の記載例を参考に記載してください）。登録免許税は、収入印紙又は領収証書で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付）。

内 訳	本店所在地分	金30,000円
	支店所在地分	金9,000円

2以上の支店所在地の登記所に申請するときは、その合計額を記載してください。

1. 登記手数料 金300円
支店所在地登記所数 1庁

支店（本店所在地にある支店を除く。）所在地の登記所1庁につき、300円の登記手数料が必要です。登記手数料は収入印紙で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付。登記印紙も使用可能）。なお、管轄の登記所は、http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.htmlで御確認いただけます。

1. 添付書類

定款 1 通

※公証人の認証は不要です。

株主総会議事録 1 通

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト） 1 通

就任承諾書 ○通

※商号変更と同時に新たに役員を選任した場合に添付します。

印鑑証明書 ○通

※商号変更時に新たに就任した代表取締役については、その就任承諾書に押した印鑑につき発行後 3 か月以内の市町村長の印鑑証明書を添付します（再任の場合は不要です。）。

本人確認証明書 ○通

※商号変更時に新たに取締役又は監査役（印鑑証明書を添付しない役員）を選任した場合には、住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー（裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、記名したもの。）等の本人確認証明書を添付します（再任の場合は不要です。）。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「添付書面としての本人確認証明書について」を御覧ください。

辞任届 ○通

※商号変更と同時に辞任した役員がいる場合には、辞任を証する書面（辞任届）が必要となります。登記所に印鑑を届け出ている取締役が辞任する場合には、辞任届に、登記所届出印による押印又は市区町村に登録している印鑑による押印（市町村長作成の印鑑証明書添付）が必要となります。

また、登記所に印鑑を提出している者がいない場合において、取締役（会社を代表しない取締役を除く。）が辞任するときは、辞任届に、市町村に登録している印鑑による押印（市町村長作成の印鑑証明書添付）が必要となります。

委任状 1 通

※代理人に登記申請を委任した場合にのみ、必要となります。

上記のとおり登記の申請をします。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号※1

申請人 ○○商事株式会社 ※2

○県○市○町○丁目○番○号※3

代表取締役 ○○○○ ⑩

○県○市○町○丁目○番○号※4

上記代理人 ○○○○ ⑩

契
印

※1～※4にはそれぞれ、
※1→本店、
※2→変更後の商号、
※3→代表取締役の住所、
※4→代理人の住所、
を記載します。

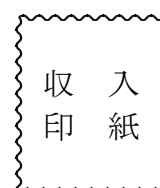
登記所に提出した印鑑を
押します。

代理人が申請する場合にのみ
記載し、代理人の印鑑を押し
ます。この場合、代表取締役
の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号○○-○○○○-○○○○

〇〇法務局 〇〇支 局 御中
出張所
収入印紙貼付台紙 (登録免許税分)

(注) 割印をしないで貼ってください。
また、収入印紙の消印作業の都合上、
右側に寄せて貼り付けていただきます
よう、御協力をお願いします。



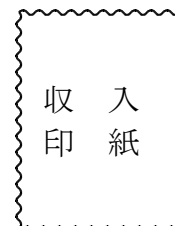
契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印をする必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登録免許税と登記手数料は、それぞれ別の台紙に貼ってください。

収入印紙貼付台紙（登記手数料分）
（支店がある場合に使用します。）

（注）割印をしないで貼ってください。
また，収入印紙の消印作業の都合上，
右側に寄せて貼り付けていただきます
よう，御協力をお願いします。



契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印をする必要があります。契印は，登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登録免許税と登記手数料は，それぞれ別の台紙に貼ってください。

QRコード（二次元バーコード）付き書面申請による場合の別紙の例

（オンラインで申請する場合や登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例も同様です。）

「商号」〇〇商事株式会社

「本店」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「公告をする方法」官報に掲載してする。

「会社成立の年月日」令和〇年〇月〇日

「目的」

1 〇〇の製造販売

2 〇〇の売買

3 前各号に附帯する一切の業務

「発行可能株式総数」60株

「発行済株式の総数並びに種類及び数」

「発行済株式の総数」60株

「資本金の額」金300万円

「株式の譲渡制限に関する規定」

当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」取締役

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」代表取締役

「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」監査役

「氏名」〇〇〇〇

「役員に関する事項」

「資格」監査役の監査の範囲に関する事項

「役員に関するその他の事項」

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある

「支店番号」1

「支店の所在地」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

「取締役会設置会社に関する事項」

取締役会設置会社

「監査役設置会社に関する事項」

監査役設置会社

「登記記録に関する事項」

令和〇年〇月〇日〇〇商事有限会社を商号変更し、移行したことにより設立

- (注) 1 オンライン申請やQRコード（二次元バーコード）付き書面申請を活用することによって、申請書を簡単・正確に作成することができますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)

「QRコード（二次元バーコード）付き書面申請について」

(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html)

- 2 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt)」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

株主総会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

第〇〇回臨時株主総会議事録

令和〇年〇月〇日午前〇時〇分から、当会社の本店において臨時株主総会を開催した。

議決権のある当会社株主総数	〇名
議決権のある発行済株式総数	〇〇株
総株主の議決権の数	〇〇個
出席株主数（委任状による者を含む）	〇名
この議決権のある持株総数	〇〇株
この議決権の総数	〇〇個
出席取締役	〇〇〇〇（議長兼議事録作成者）
	〇〇〇〇
出席監査役	〇〇〇〇

以上のとおり総株主の半数以上の株主が出席したので本会は適法に成立した。

よって取締役〇〇〇〇は議長席に着き開会を宣言し、直ちに下記議案を付議したところ、満場一致の決議をもって原案どおり可決確定した。

議案

1 定款変更の件

別紙案のとおり。

(注) 取締役会設置会社の代表取締役については、定款に直接その氏名を記載する方法で選定が可能です。したがって、定款変更に関する議案にて選定されることになります。

1 商号変更に伴う取締役選任の件

議長は、上記の商号変更に伴い、新たに取締役を1名選任する必要がある旨を述べ、その選任方法について議場にはかったところ、出席株主〇〇氏より「議長の指名に一任にすることとしてはどうか」との発言があり、満場これに賛成したので、議長は、これに従い、取締役として〇〇〇〇を指名し、満場これを承認し、被指名者は商号変更の効力の発生を条件として、その就任を承諾した。よって次のとおり可決した。

取締役 〇県〇市〇町〇番〇号 〇〇〇〇

(注) 株主総会の席上で被選任者が就任を承諾し、その旨の記載及び被選任者の住所の記載が議事録にある場合には、申請書に就任承諾書の添付を要しません。

この場合、申請書には、「就任承諾書については、株主総会議事録の記載を援用する。」と記載してください。

以上をもって本日の議事を終了したので議長は閉会を宣言した。閉会時刻は午前〇時〇分であった。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役の全員がこれに記名する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事有限会社臨時株主総会	
議長取締役（議事録作成者）	〇〇〇〇
出席取締役	〇〇〇〇
出席監査役	〇〇〇〇

定款の記載例

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

別紙案

〇〇商事株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、〇〇商事株式会社と称する。

(注) 商号及び本店が同一の会社が既に存在する場合には商号変更による設立の登記をすることができませんので、そのような会社の有無を必ず確認してください。調査は、無料でできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「同一商号・同一本店の調査を行う方法について」を御覧ください。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 〇〇の製造販売
- 2 〇〇の売買
- 3 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を〇県〇市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、〇〇〇株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第7条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第8条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これを提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第9条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければ

ばならない。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第11条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当社に取締役会を設置する。

(監査役の設置)

第17条 当社に監査役を置く。

(取締役及び監査役の員数)

第18条 当社の取締役は3名以内、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第19条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第20条 取締役の任期はその選任後10年以内、監査役の任期はその選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当会社は、代表取締役1名を取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

2 代表取締役は、当会社を代表する。

(業務執行)

第23条 代表取締役は、当会社の業務を統轄する。

2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役の職務を代行する。

(監査の範囲)

第24条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(報酬及び退職慰労金)

第25条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金はそれぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第27条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(中間配当)

第28条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第29条 当会社が、剰余金の支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

(法令の準拠)

第30条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

第6章 附則

(商号変更後の最初の代表取締役)

第31条 第1条に定める商号の効力発生後の最初の代表取締役は法務太郎（住所〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号）とする。

上記定款は、〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号〇〇商事有限会社の商号を変更して
設立する〇〇商事株式会社につき作成したものであって、商号変更が効力を生じ
た日からこれを施行するものとする。

(注) 公証人の認証は不要です。

株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

一例です。会社の実情に合わせて作成してください。詳しくは，法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「添付書面として株主リストが必要になる場合について」を御覧ください。

証 明 書

次の対象に関する商業登記規則 61 条第 2 項又は 3 項の株主は次のとおりであることを証明する。

対 象	株主総会等又は 総株主の同意等の別	株主総会	※ 1
	上記の年月日	令和○年○月○日	※ 2
	上記のうち議案	全議案	※ 3

	氏名又は名 称※ 4・5	住所	株式数(株) ※ 6	議決権数	議決権数 の割合※ 7
1	A 田 B 男	○県○市○町○番○号	30	30	30.0%
2	C 田 D 女	○県○市○町○番○号	25	25	25.0%
3	E 田 F 男	○県○市○町○番○号	20	20	20.0%
			合計	75	75.0%
			総議決権数	100	※ 8

令和○年○月○日
 ○○商事株式会社
 代表取締役

○○○○ ※ 9

- ※ 1 株主総会, 種類株主総会, 株主全員の同意, 種類株主全員の同意のいずれかを記載してください。種類株主総会等の場合は, 対象となる種類株式も記載してください。
- ※ 2 株主総会等の年月日を記載してください。
- ※ 3 全議案又は対象となる議案を記載してください。総株主等の同意を要する場合は, 記載不要です。
- ※ 4 自己株式等の議決権を有しない株式は記載しません。ただし, 議決権を有していれば, 株主総会に出席しなかった株主や議決権を行使しなかった株主も記載してください。
- ※ 5 株主の氏名等は, 総議決権数に対する各株主の議決権数の割合が高い順に記載します。記載を要する株主の数は,
 - ① 議決権の割合の合計が, 3 分の 2 に達するまで
 - ② 1 0 位に達するまでのいずれか少ない人数の株主を記載してください。

なお, 同順位の株主が複数いることなどにより②の株主が 1 0 名以上いる場合は, その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください(例: 同順位 1 位の方が 2 0 名いる場合は 2 0 名全員を記載します。次の方は 2 1 位ですので, 当該記載で 1 0 位に達したこととなります。)
- ※ 6 種類株式発行会社については, 種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の名称は, 登記された名称を記載してください。
- ※ 7 株主全員の同意・種類株主全員の同意の場合には, 議決権数の割合の欄の記載は不要です。
- ※ 8 総議決権数にも, 自己株式等の議決権を有しない株式は加算しないでください。
- ※ 9 証明書は, 登記申請人名義で作成してください(ただし, 組織再編の登記の場合には, 例外もあります。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。)

取締役の就任承諾書の例

就任承諾書

私は、令和〇年〇月〇日開催の貴社株主総会において、貴社の取締役を選任されたので、商号変更の効力の発生を条件として、その就任を承諾します。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇

印

〇〇商事株式会社 御中

(注) 商号変更時に新たに就任した取締役（印鑑証明書を添付しない者）については住民票記載事項証明書等の本人確認証明書を添付することが必要です（再任の場合は不要です。）。

代表取締役の就任承諾書の例

就任承諾書

私は、令和〇年〇月〇日開催の貴社株主総会（定款変更に関する議案）において、貴社の代表取締役を選定されたので、商号変更の効力の発生を条件として、その就任を承諾します。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇

印

〇〇商事株式会社 御中

(注) 商号変更時に新しく就任した代表取締役については、その就任承諾書に押した印鑑につき市区町村長の印鑑証明書を添付します（従来の代表者の方が引き続き代表者となる場合は不要です。）。

委任状の例

委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号
○○○○

私は、上記の者を代理人に定め、下記の権限を委任する。

記

- 1 当会社の商号の変更に係る登記の申請をする一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件（注）

（注）原本還付を請求する場合に記載します。

令和○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号

○○商事株式会社

代表取締役

○○○○

印 （注）

（注）代表取締役が登記所に提出する印鑑を押してください。

(商号変更による解散)

受付番号票貼付欄

特例有限会社の商号変更による解散登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000

分かる場合に記載してください。

フリガナ ○○ショウジ

旧商号を記載します。

1. 商 号 ○○商事有限会社

1. 本 店 ○県○市○町○丁目○番○号

商号のフリガナは、会社の種類を表す部分（有限会社）を除いて、片仮名で、左に詰めて記載してください。間に空白がある場合には、空白を削除した文字をフリガナとして登録します。

このフリガナは、国税庁法人番号公表サイトを通じて公表されます。

なお、登記事項証明書には、フリガナは表示されません。

(支店があり、本支店一括申請をする場合)

(注) 支店がある場合で本支店一括申請しない場合は、別途、支店所在地の管轄登記所に対する登記申請が必要です。

1. 支 店 管轄登記所 ○○法務局
 支店の所在地 ○県○市○町○丁目○番○号

支店が多数あるときは、「別紙のとおり」と記載し、支店の所在地を記載した用紙を申請書に押した印鑑と同一の印鑑で契印し、合わせてとじることでも構いません。

1. 登記の事由 商号変更による解散

1. 登記すべき事項 別紙のとおり

登記すべき事項は、オンライン申請やQRコード（二次元バーコード）付き書面申請により、データ送信ができ、これにより、登記手続を円滑に行うことができます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)

「QRコード（二次元バーコード）付き書面申請について」

(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html)

なお、登記すべき事項は、CD-R（又はDVD-R）に記録することもできます。この方法によった場合には、「別添CD-Rのとおり」等と記載し、当該CD-R等を申請書と共に提出してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

1. 登録免許税 金30,000円

(支店があり、本支店一括申請をする場合)

1. 登録免許税 金39,000円

登録免許税の本店及び支店分の合計を記載します（内訳についても次の記載例を参考に記載してください）。登録免許税は、収入印紙又は領収証書で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付）。

内 訳	本店所在地分	金30,000円
	支店所在地分	金9,000円

2以上の支店所在地の登記所に申請するときは、その合計額を記載してください。

1. 登記手数料 金300円
支店所在地登記所数 1所

支店（本店所在地にある支店を除く。）所在地の登記所1所につき、300円の登記手数料が必要です。登記手数料は収入印紙で納付します（→印紙貼付台紙へ貼付。登記印紙も使用可能）。なお、管轄の登記所は、なお、管轄の登記所は、法務局ホームページ（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html）で御確認いただけます。

1. 添付書類

(注) 添付書類は不要です。

上記のとおり登記の申請をします。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※₁
申請人 〇〇商事株式会社 ※₂

※₁～※₄にはそれぞれ、
※₁→本店、
※₂→変更後の商号、
※₃→代表取締役の住所、
※₄→代理人の住所、
を記載します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※₃
代表取締役 〇〇〇〇 (印)

登記所に提出した印鑑を
押します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※₄
上記代理人 〇〇〇〇 (印)

代理人が申請する場合にの
み記載し、代理人の印鑑（認
印）を押します。
この場合、代表取締役の押
印は、必要ありません。

契
印

連絡先の電話番号〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

〇〇法務局 〇〇支 局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙（登録免許税分）

（注）割印をしないで貼ってください。
また、収入印紙の消印作業の都合上、
右側に寄せて貼り付けていただきます
よう、御協力をお願いします。

収 入
印 紙

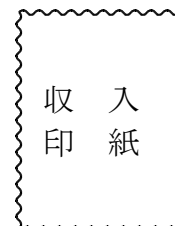
契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページの
つづり目に契印をする必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表取
締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があ
ります。

登録免許税と登記手数料は、それぞれ別の台紙に貼ってください。

収入印紙貼付台紙（登記手数料分）
（支店がある場合に使用します。）

（注）割印をしないで貼ってください。
また，収入印紙の消印作業の都合上，
右側に寄せて貼り付けていただきます
よう，御協力をお願いします。



契
印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページの
つづり目に契印をする必要があります。契印は，登記申請書に押した印鑑（代表取
締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があ
ります。

登録免許税と登記手数料は，それぞれ別の台紙に貼ってください。

QRコード（二次元バーコード）付き書面申請による場合の別紙の例

（オンラインで申請する場合や登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例も同様です。）

「登記記録に関する事項」 令和○年○月○日○県○市○町○丁目○番○号○○株式会社に商号変更し，移行したことにより解散

解散年月日は登記申請日となります。

郵送申請の際には，登記申請日を特定することができないことから，解散の年月日は不要です。

（注） 1 オンライン申請やQRコード（二次元バーコード）付き書面申請を活用することによって、申請書を簡単・正確に作成することができますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)

「QRコード（二次元バーコード）付き書面申請について」

(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html)

2 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合には，登記すべき事項は，「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し，ファイル名は「(任意の名称).txt)」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は，法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。